

## 羽村市特定個人情報等の安全管理に関する基本方針

### 1 特定個人情報等の保護に関する考え方

羽村市では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）、羽村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例（平成27年条例第30号。以下「番号利用条例」という。）に定められた事務に限り個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を利用する。

番号法においては、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行政機関個人情報保護法」という。）及び羽村市個人情報保護条例（平成27年条例第22号）に定められる措置の特例として、特定個人情報等の利用範囲を限定する等、より厳格な保護措置を定めていることから、管理体制及び取扱規程等を整備し、職員等（委託事業者含む。）に遵守させる等の措置を講じ、適正に特定個人情報等を取り扱う。

### 2 特定個人情報等の保護方針

羽村市では、特定個人情報等を取り扱うすべての事務において、次のとおり特定個人情報等を適正に取り扱う。

#### (1) 法令遵守

特定個人情報等の適正な取扱いに関する法令等（注）を遵守する。

（注）法令等には次のものを含む。

- ・ 番号法
- ・ 特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）
- ・ 行政機関の保有する個人情報の適正な管理のための措置に関する指針について（平成16年9月14日付け総管情第84条総務省行政管理局長通知）
- ・ 羽村市個人情報保護条例（平成15年条例第22号）
- ・ 羽村市個人情報保護条例施行規則（平成15年規則第30号）
- ・ 番号利用条例
- ・ 羽村市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する条例施行規則（平成27年規則第35号）
- ・ 羽村市情報セキュリティ対策基準
- ・ 羽村市特定個人情報等利用事務取扱規程（平成28年規程第6号）
- ・ 羽村市個人番号関係事務における特定個人情報等取扱規程（平成27年規程第10号）

(2) 安全管理措置

特定個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な安全管理措置を講ずる。

(3) 適切な収集、保管、利用、提供及び廃棄並びに目的外利用の禁止

特定個人情報等は、番号法及び番号利用条例に定められた事務のうち、あらかじめ本人に通知した利用目的の達成に必要な範囲内で適正に利用・収集・保管及び提供するとともに、不要となった特定個人情報等は速やかに廃棄する。また、目的外利用を防止するための措置を講ずる。

(4) 委託及び再委託

特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合、委託先（再委託を含む。）において、番号法に基づき羽村市自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるように必要かつ適正な監督を行う。

(5) 継続的改善

特定個人情報等の保護に関する取扱規程等及び安全管理措置を継続的に見直し、その改善に努める。

3 本方針に関する問合せ先

羽村市財務部情報管理課情報管理係 電話 042-555-1111 内線 513